

第九十五号議案

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成三十年十一月二十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区自転車駐車場の指定管理者を次のように指定する。

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
江戸川区一之江駅西口駐輪場	足立区千住三丁目六六番地 一六	芝園開発株式会社 代表取締役 海老沼 孝二	平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで
江戸川区一之江駅北口駐輪場			
江戸川区一之江駅東口駐輪場			
江戸川区瑞江駅南口駐輪場			
江戸川区瑞江駅南二号駐輪場			
江戸川区瑞江駅北駐輪場			
江戸川区瑞江駅東一号駐輪場			
江戸川区瑞江駅東四号駐輪場			
江戸川区瑞江駅東五号駐輪場			

(説明)

平成三十一年四月一日から、新たに江戸川区自転車駐車場の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。